

建築工事の監理業務に係る発注方針について

「建築工事監理業務委託の基本方針」（国土交通省）について

従来の工事監理に関する業務委託については、設計意図の伝達業務が含まれていたこと等から、通常、設計業務の受注者との随意契約が行われてきました。

その後、平成17年に発生した、構造計算書偽装事件を踏まえた建築基準法・建築士法等の一部改正に関連して、平成21年国土交通省告示第15号が定められ、工事監理に係る業務報酬基準や標準業務内容の見直しが図られました。

このことにより、従来の工事監理業務に含まれていた、設計意図伝達業務が別業務として分けられることとなり、適正な品質確保をより一層推進するため、第三者性を確保する必要があることから、原則として、当該工事の設計業務の受注者とは異なる者と契約するものとする国の基本方針が示されました。

※ 設計意図伝達業務とは、告示15号別添一に示された、(1)設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等、(2)工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等の業務であり、設計業務の受注者から工事監理者や工事の受注者に対して行われるものであり、設計意図を完全に理解している設計業務の受注者に委託するものとされています。

工事監理業務の発注に係る方針について

近年、工事監理業務の発注については、設計業務の受注者を含む県内の建築士事務所による指名競争入札により決定してまいりましたが、今後においては、「建築工事監理業務委託の基本方針」（国土交通省）に基づき、原則、設計業務の受注者とは異なる者と契約する第三者監理を採用することとし、設計意図の伝達業務については、設計者の業務として、設計委託業務の仕様書の中で明確に位置付けることとする。

ただし、プロポーザル方式にて選定された設計者による建築物を工事監理する場合には、プロポーザル方式の趣旨を鑑み、当該設計者を含めた選定方法もしくは随意契約によることも可能とする。

※ プロポーザル方式とは、発注者が事前に建築物の場所、目的、期間などの概要を提示し、受注希望者はその設計に対する遂行方法、その方法を選択するメリットを提案書の形でとりまとめるとともに、設計実績や業務実施体制などを提案し、これらを総合的に審査した上で企画・提案能力に優れた者を選定する方式です。